

3 (収用移転) 条例第3条第3号に必要な書類 (法第34条第12号)

			照会	許可	
				43条	29条
必ず必要となる書類	収用地及び移転地の案内図	白図 (1/2500) を原則とし、収用地は青枠、移転地は赤枠で明示。	○	○	
	収用地及び移転地の公図	法務局発行のもの。申請地を赤枠で明示。転記した場合は閲覧日、転記した者及び転記場所を明記する。	㊟	○	
	収用地及び移転地の土地登記簿謄本	法務局発行のもの。	㊟	○	
	収用地及び移転地の敷地現況図	事業による収用線を青色で明示。	○	○	
	移転地の配置図	接する道路と幅員、敷地面積を明示。照会申請時はプラン可。	○	○	○
	移転地の建築物の平面図、立面図	照会申請時はプラン可。	○	○	○
	収用建物の図面	配置図、平面図、立面図。	○		
	収用地の求積図	敷地を青枠、面積換算表を添付。	○		
	住民票又は法人登記簿謄本	収用対象者が個人の場合は住民票 (マイナンバーの記載がないもの)、法人の場合は法人登記簿を添付。	㊟	○	○
	新旧対象図	敷地面積、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、用途及び構造を比較したもの。	○		
	事業主体からの要請文	事業内容、収用地及び移転地の概要及び対比表。	○	○	○
	収用証明			○	○
	選定結果報告書	【参考様式7】 市街化区域で収用された場合は、市街化調整区域の他の土地に移転することができない理由【参考様式4】	○		
委任状	代理人に手続きを依頼した場合。		○		
該当する場合 必要となる書類	農地法許可書等	申請地が既に農地転用の許可を受けているとき。		㊟	㊟
	近郊緑地保全区域届出書	申請地が近郊緑地保全区域であるとき。		㊟	㊟
	その他市長が必要と判断した書類		○	○	○
開発許可申請添付図書	開発行為等申請の手引による。				

※ 照会申請は収用する事業者が申請すること。